

○江戸川区立図書館条例施行規則

平成五年三月三十一日教育委員会規則第一号

改正

平成一〇年一二月教委規則第七号
平成一一年一十一月教委規則第七号
平成一二年 五月教委規則第二五号
平成一三年 一月教委規則第三号
平成一六年 三月教委規則第三号
平成一七年 三月教委規則第二号
平成一七年 八月教委規則第一一号
平成一八年 三月教委規則第三号
平成一九年 三月教委規則第一号
平成二〇年 四月教委規則第一〇号
平成二〇年一二月二五日教委規則第三一号
平成二二年 三月三十一日教委規則第三号
平成二二年一二月一五日教委規則第一八号
平成二三年 七月一五日教委規則第一七号
平成二四年 八月 一日教委規則第八号
平成二五年 三月二九日教委規則第二号
平成二六年 三月二〇日教委規則第二号
平成三一年 三月二九日教委規則第五号

江戸川区立図書館条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、江戸川区立図書館条例（平成五年三月江戸川区条例第十八号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第二条 江戸川区立図書館（以下「図書館」という。）の開館時間は、別表第一に掲げるとおりとする。ただし、条例第十三条の規定により江戸川区教育委員会（以下「委員会」という。）が指定する者（以下「指定管理者」という。）が委員会の承認を得て、これを変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、条例第六条に規定する付帯施設（以下「付帯施設」という。）の開

館時間は、午前九時から午後九時三十分までとする。ただし、指定管理者は委員会の承認を得て、これを変更することができる。

一部改正〔平成一二年教委規則二五号・一六年三号・一九年一号・二〇年三一号・二三年一七号・二五年二号・三一年五号〕

（休館日）

第三条 図書館の休館日は、別表第二に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者は委員会の承認を得て、これを変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、付帯施設の休館日は、十二月二十八日から一月四日までとする。ただし、指定管理者は委員会の承認を得て、これを変更することができる。

一部改正〔平成一二年教委規則二五号・一六年三号・一九年一号・二〇年三一号・二三年一七号・二五年二号・三一年五号〕

（付帯施設の利用時間）

第四条 付帯施設の利用時間は、第二条第二項に定める開館時間以内で、指定管理者の承認を受けた時間とし、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。

一部改正〔平成二〇年教委規則三一号・二三年一七号・二五年二号〕

（個人貸出し）

第五条 図書館資料（図書資料、音声資料及び映像資料をいう。以下同じ。）の個人貸出しを受けようとする者は、貸出券の交付を受けなければならない。

2 個人への貸出券は、江戸川区内（以下「区内」という。）に在住、在勤、通学する者その他指定管理者が必要と認めた者に対し、本人の申請により交付する。

3 個人の貸出券は、前項に規定する当該交付要件に該当しなくなったときには、その効力を失う。

4 貸出券は、転貸又は譲渡してはならない。

5 個人貸出しのできる図書館資料の貸出数及び貸出期間は、別表第三のとおりとする。

一部改正〔平成一二年教委規則二五号・一六年三号・一九年一号・二三年一七号・二五年二号・三一年五号〕

（団体貸出し）

第六条 図書資料の団体貸出しを受けようとする者は、貸出券の交付を受けなければならない。

2 団体への貸出券は、区内に存する読書サークル、文庫、その他団体の代表者又は責任者の申請により指定管理者が適当と認めた場合に交付する。

3 団体の貸出券の有効期間は、当該貸出券を発行した日の属する年度の末日までとする。

4 団体は、五人以上で構成するものとする。

5 団体への貸出期間は、一箇月以内とし、同時に貸出しのできる図書資料は、百冊を限度とする。

ただし、指定管理者が必要と認めたときは、期間及び冊数を別に指定することができる。

一部改正〔平成一二年教委規則二五号・二三年一七号・二五年二号〕

（貸出し禁止の図書館資料）

第七条 指定管理者は、貸出しを禁ずる図書館資料を指定することができる。

一部改正〔平成二五年教委規則二号〕

（利用中の図書館資料の返還）

第八条 指定管理者は、必要と認める場合には、利用する者に対し利用中の図書館資料を返還させることができる。

一部改正〔平成二五年教委規則二号・三一年五号〕

（未返却者に対する処置）

第九条 指定管理者は、利用する者が図書館資料の返却を怠り、又は督促しても返却しない場合には、以後その者に対し、図書館資料の貸出しを禁ずることができる。

一部改正〔平成一二年教委規則二五号・二五年二号・三一年五号〕

（付帯施設の利用登録）

第十条 付帯施設を利用しようとする者は、あらかじめ江戸川区（以下「区」という。）に登録するものとする。この場合における登録の区分は、別に区長が定める。

2 前項の登録をしようとする者は、登録申請書により区長に登録の申請をしなければならない。

3 区長は登録申請書の提出があったときは、審査の上、登録書を交付するものとする。

追加〔平成二〇年教委規則三一号〕、一部改正〔平成三一年教委規則五号〕

（付帯施設の利用手続）

第十条の二 付帯施設を利用しようとする者は、指定管理者に利用の申請をし、その承認を受けなければならない。

2 前項の利用の申請の受付時期は、別に委員会が定める。

3 指定管理者は、第一項の申請につき、その利用を承認したときは、申請した者に対して利用承認書を交付する。ただし、同時に申請があったときは、抽選により受付の順序を決定する。

一部改正〔平成一六年教委規則三号・二〇年三一号・三一年五号〕

（利用料金）

第十一条 条例第七条第二項に規定する付帯設備及び器具の利用料金は、別表第四から別表第六ま

で定める範囲内において、指定管理者が委員会の承認を得て定めるものとする。

一部改正〔平成一二年教委規則二五号・一六年三号・二〇年三一号・二三年一七号・二五年二号〕

（利用料金の減額又は免除）

第十二条 条例第七条第三項の規定により利用料金を減額し、又は免除することができる場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいい、減額又は免除する額は、当該各号に定めるところによる。

一 区が行政目的又は教育目的のために利用する場合 五割相当額

ただし、集会室を利用する場合 免除

二 官公署又は公益団体が自ら公益目的のために利用する場合 二割五分相当額

ただし、集会室を利用する場合 免除

三 区に登録した青少年団体が青少年の健全育成の目的のために利用する場合 免除

四 区に登録した熟年者の団体、障害者の団体等が自らその目的のために利用する場合 免除

五 区に登録した五人以上の者が文化活動を行うために利用する場合 五割相当額

2 前項各号の規定は、別表第四及び別表第五の付帯設備及び器具の利用料金の減額又は免除について準用する。

3 前二項の規定により、利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、第十条第二項の申請の際に、利用料金減額免除願を添えて提出しなければならない。

4 別表第六の付帯設備の地下駐車場の利用料金については、指定管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、免除することができる。

一部改正〔平成一二年教委規則二五号・一三年三号・一六年三号・二〇年三一号・二三年一七号・二四年八号・二五年二号・三一年五号〕

（承認の変更等）

第十三条 第十条の二第三項の規定により利用承認を受けた者（以下「利用者」という。）が、利用条件の変更をし、又は利用の取消しをしようとするときは、付帯施設利用変更申請書又は付帯施設利用取消申請書を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の申請に基づき、付帯施設の利用条件の変更をし、又は利用承認の取消しをした場合は、申請した者に対し付帯施設利用変更承認書又は付帯施設利用取消承認書を交付する。

一部改正〔平成二〇年教委規則三一号・二三年一七号・三一年五号〕

(利用料金の還付)

第十四条 条例第八条ただし書の規定により還付することができる場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいい、還付する額は当該各号に定めるところによる。

- 一 条例第十条第三号の規定に基づき利用承認を取消した場合 付帯施設の利用料金 全額
 - 二 利用者の責任によらない理由によって利用できない場合 付帯施設の利用料金 全額
 - 三 利用期日の七日前までに前条第一項の規定による付帯施設利用取消申請書の提出があり、利用の取消しに相当の理由があると認められる場合 付帯施設の利用料金 五割相当額
- 2 前項の規定は、別表第四及び別表第五に掲げる付帯設備及び器具の利用料金の還付について準用する。
- 3 前二項の規定により利用料金の還付を受けようとする者は、利用承認書を添えて、利用料金還付請求書を指定管理者に提出しなければならない。

一部改正〔平成一〇年教委規則七号・一二年二五号・一六年三号・一九年一号・二〇年三一号・二三年一七号・二四年八号・二五年二号・三一年五号〕

(利用制限の通知)

第十五条 指定管理者は、条例第十条の規定により、利用承認を取消し、又は利用を制限し、若しくは停止したときは、利用者に対し付帯施設利用制限通知書を交付する。

一部改正〔平成二〇年教委規則三一号〕

(中間時間の利用)

第十六条 条例別表第二備考第一号に規定する中間時間を利用しようとする者は、付帯施設中間時間利用申請書を提出し、指定管理者の承認を受け、速やかに超過利用料金を納付しなければならない。

一部改正〔平成二〇年教委規則三一号〕

(禁止行為)

第十七条 利用者は、次の行為をしてはならない。

- 一 承認外の施設を利用すること。
- 二 定められた場所以外で火気を使用すること。
- 三 無断で設備その他現状を変更すること。
- 四 その他管理上支障があると認められる行為をすること。

(損害賠償の手続)

第十八条 施設の利用の際、利用者の責任によって図書館資料、施設、設備若しくは器具等を毀損

し、又は滅失したときは、利用者は直ちに委員会に届け出なければならない。

2 委員会は、前項の届出を受けたときは、調査の上、現物賠償又は賠償額を決定する。

3 利用者は、前項の決定を受けたときは、直ちに委員会に対して現物を賠償し、又は賠償額を支払わなければならない。

一部改正〔平成二三年教委規則一七号・二五年二号・三一年五号〕

(係員の指示)

第十九条 利用者又は入場者は、その利用又は入場について、係員の指示を守らなければならない。

(指定申請書の提出等)

第二十条 指定管理者の指定を受けようとする者は、指定申請書を委員会に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、条例第十五条第二項に規定する事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 図書館の管理運営に係る職員配置提案書及び経費見積書

二 法人の定款

三 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の法人の収支計算書及び前事業年度の決算報告書

四 法人の事業経歴及び概要

五 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める書類

追加〔平成一九年教委規則一号〕、一部改正〔平成三一年教委規則五号〕

(様式)

第二十一条 この規則の施行について必要な様式は、別に委員会が定める。

追加〔平成一九年教委規則一号〕

(委任)

第二十二条 この規則の施行に関し必要な事項は、委員会が定める。

追加〔平成一九年教委規則一号〕

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成五年四月一日から施行する。

(江戸川区立図書館使用条例施行規則の廃止)

2 江戸川区立図書館使用条例施行規則（昭和四十七年四月江戸川区教育委員会規則第五号。以下

「使用条例施行規則」という。)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 使用条例施行規則の規定に基づいてした貸出券の交付及び図書館資料の利用については、この規則の規定に基づいてしたものとみなす。

付 則 (中間省略)

付 則 (平成一三年一月一五日教委規則第三号)

- 1 この規則は、平成十三年二月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の江戸川区図書館条例施行規則の規定は、平成十三年七月一日以後に利用する者から適用し、平成十三年七月一日前に利用する者については、なお従前の例による。

付 則 (中間省略)

付 則 (平成二〇年四月一日教委規則第一〇号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成二〇年一二月二五日教委規則第三一号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第十条第二項の改正規定、別表第四を削る改正規定、別表第五の改正規定(「使用料」を「利用料金」に改める部分を除く。)及び別表第五を別表第四とし、別表第六を別表第五とする改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 付帯施設の利用登録その他必要な準備は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

付 則 (平成二二年三月三十一日教委規則第三号)

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、別表第一及び別表第二の改正規定は、平成二十二年四月二十九日から施行する。

付 則 (平成二二年一二月一五日教委規則第一八号)

この規則は、平成二十二年十二月二十三日から施行する。

付 則 (平成二三年七月一五日教委規則第一七号)

この規則は、江戸川区立図書館条例の一部を改正する条例(平成二十三年七月江戸川区条例第十八号)の施行の日から施行する。

付 則 (平成二四年八月一日教委規則第八号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成二五年三月二九日教委規則第二号）

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

付 則（平成二六年三月二〇日教委規則第二号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十六年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の江戸川区立図書館条例施行規則別表第四及び別表第五の規定は、施行日以後に利用する者から適用し、同日前に利用する者及び同日前に既に利用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

付 則（平成三十一年三月二九日教委規則第五号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成三十一年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の別表第四の規定は、施行日以後に利用する者から適用し、同日前に利用する者及び同日前に既に利用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

別表第一（第二条関係）

名称	開館時間
中央図書館 小岩図書館 松江図書館 小松川図書館 篠崎図書館 葛西図書館 西葛西図書館 東葛西図書館 東部図書館	午前九時から午後八時までとする。
篠崎子ども図書館 鹿骨コミュニティ図書館	午前九時から午後五時までとする。
清新町コミュニティ図書館	午前九時から午後九時三十分までとする。

全部改正〔平成一九年教委規則一号〕、一部改正〔平成二二年教委規則三号・一八号〕

別表第二（第三条関係）

名称	休館日
中央図書館 小岩図書館 松江図書館 小松川図書館 篠崎図書館 葛西図書館 西葛西図書館 東葛西図書館 東部図書館 篠崎子ども図書館 鹿骨コミュニティ図書館 清新町コミュニティ図書館	一 図書整理日（毎月第二木曜日）。ただし、当日が祝日に当たるときは、その翌日とする。 二 設備点検日（毎月第四月曜日）。ただし、当日が祝日に当たるときは、その翌日とする。 三 年末年始（十二月二十八日から一月四日まで） 四 特別図書整理期間（一年のうち七日以内において指定管理者が委員会の承認を得て定める期間）

全部改正〔平成一九年教委規則一号〕、一部改正〔平成二〇年教委規則一〇号・三一号・二二年三号・一八号・三一年五号〕

別表第三（第五条関係）

図書館資料	貸出数	貸出期間
図書資料	十冊以内	二週間以内
音声資料	三点以内	二週間以内
映像資料	二点以内	二週間以内

全部改正〔平成一一年教委規則七号〕、一部改正〔平成一二年教委規則二五号・一六年三号・一七年二号〕

別表第四（第十一条関係）

西葛西ギャラリー

付帯設備及び器具	単位	利用料金	備考
ピアノ	一台	一、〇五〇円	調律は含まない。
プロジェクター	一式	一、〇五〇円	スクリーン付

拡声装置	一式	一、〇五〇円	ダイナミックマイクロフォン付
ダイナミックマイク ロフォン	一本	三二〇円	スタンド一本付
ワイヤレスマイク ロフォン	一本	六三〇円	スタンド一本付
C Dプレーヤー	一台	三二〇円	
ポータブルアンプ	一台	三二〇円	マイクロフォン付
電源料	一回	二五〇円	器具持込みの場合
展示用スポットライ ト	一台	五〇円	

備考

一 付帯設備及び器具の利用料金は、条例別表第二に規定する午前の部、午後の部、夜間の部のそれぞれを一単位とし、全日は三単位として計算する。ただし、会議室として利用する場合の付帯設備及び器具の利用料金は、利用一回につき四時間までは一単位、四時間を超える場合は二単位、九時間を超える場合は三単位とする。

二 前号の規定にかかわらず、展示用スポットライトは、全日を一単位とする。

一部改正〔平成一二年教委規則二五号・一三年三号・一六年三号・二〇年一〇号・三一号・二二年三号・二五年二号・二六年二号・三一年五号〕

別表第五（第十一条関係）

小岩図書館

付帯設備及び器具	単位	利用料金
電源料	一回	二五〇円

備考 利用一回につき四時間までは一単位、四時間を超える場合は二単位、九時間を超える場合は三単位とする。

追加〔平成二三年教委規則一七号〕、一部改正〔平成二五年教委規則二号・二六年二号〕

別表第六（第十一条関係）

中央図書館

付帯設備	単位	利用料金
地下駐車場	一時間	最初の一時間 二〇〇円

	以後	一〇〇円
--	----	------

備考 利用時間は、第二条に規定する開館時間以内とする。

追加〔平成一二年教委規則二五号〕、一部改正〔平成一六年教委規則三号・二〇年三一号・二三年一七号・二五年二号〕